

平成 27 年度第 2 回永田浜ウミガメ保全協議会議事録

■日時・場所：

平成 28 年 3 月 18 日 19:00～・ふるさと創生会館

■出席者：

【永田ウミガメ連絡協議会（永田区）】

野村吉晴（区長）、渡辺恒雄（区会議員、以下同じ）、柴幸範、渡邊みな子、日高真弓、岩川敏

【公益財団法人屋久島観光協会】

松本毅（会長）、川東大人史（事務局次長）

【公益財団法人屋久島環境文化財団事業課】

川東眞稔（課長）、早崎綾乃（主任）

【屋久島町環境政策課】

松田賢志（課長）、岩川卓誉（自然環境係主任）、岩川遼太（自然環境係主任）

【鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課】

小村隆史（課長）、池田政志（用地管理係専門員）

【環境省屋久島自然保護官事務所（事務局）】

田中準（首席自然保護官）、萱島拓郎（自然保護官）、水川真希（自然保護官補佐）

■議事次第：

1. 開会

2. 議事

- 1) 来年度の観察会等の実施体制について
- 2) 永田浜ウミガメ観察ルールの修正について
- 3) ウミガメ保護柵の設置場所・時期について
- 4) 永田浜ウミガメ保全協議会の規約について
- 5) その他
- 6) 来年度の会長の選出

3. 閉会

■会議内容：

1. 開会

萱島

本日はお集まり頂きありがとうございます。永田浜ウミガメ保全協議会の事務局を務めている環境省屋久島自然保護官事務所の萱島です。よろしくお願ひします。それでは平成 27

年度第2回永田浜ウミガメ保全協議会の開会の挨拶を保全協議会会長の野村会長のお願いしたいと思います。野村会長お願いします。

野村

皆さんこんばんは。天気の悪い中お集まり頂きありがとうございます。今回の会議では、来年度以降の永田浜のウミガメについて話し合いたいと思います。会議時間も2時間程度を予定していますので、会議の円滑な進行のためにもご協力をお願いいたします。

萱島

ありがとうございます。協議会の開催にあたり、最初に資料の確認をしたいと思います。

(全ての資料を一つずつ確認)

不足等ありましたらお知らせください。

萱島

それでは早速協議を進めて参りますが、議事の司会進行については、規約第4条第2項に基づき、野村会長にお願いしたいと思います。野村会長、お願いします。

野村

では、司会進行を努めさせていただきます。

2. 議事

1) 来年度の観察会等の実施体制について

野村

それでは最初の議題に移ります。議題1) 来年度の観察会等の実施体制について、最初に永田区から報告をお願いします。

渡辺(恒)

渡辺と申します。よろしくお願いします。区会議員です。資料1の「来年度の観察会の実施体制について」をご覧頂きたいと思います。平成28年度は、永田ウミガメ連絡協議会はNPO法人屋久島うみがめ館と協力して行うことを基本として、ウミガメの産卵からふ化、そして放流というところまで一貫して実施いたします。それから、観察会及び放流会の実施要領については記載の通り進めさせていただきます。まず、観察会に関してご説明いたします。主体は永田ウミガメ連絡協議会で、これにうみがめ館が全面的に協力して頂きながら実施するという体制になっています。開催時期は、去年は5/15からということでしたが、今年は5/1から7/31までの期間となります。集合場所は、事前レクチャーを行う会場について今年はいみがめ館を使って行います。昨年までは、ほったて小屋のところで行っていて、電気がついておりウミガメが上陸にくい環境でもありましたので、今年はいみがめ館の中でやって頂いて、また、駐車場に遮光板を設置してウミガメが上がりやすい環境をつくりながらやるという方向で決定しました。観察場所はいなか浜で行います。それから、協力金としては、高校生以上を大人として1人1,500円頂戴したいと考えています。中学生以下は無料としています。あくまでこれは協力金なので、拒否された場合は無理強いして

はいけないとなっているので、そこは徹底しておきたいと考えています。実施体制について、3部構成で行います。いろんな方から助言を頂いて3部構成といたしました。まず受付は、19:30から開始いたします。第1回目のレクチャーが①の20:00からとします。次が②の2回目の20:30からとします。3回目が③で21:00からの3部構成で行いたいと考えています。これはうみがめ館の中に入る人数も限られますので、例えば一度に80人が入ると会場がせまくなってしまいう気がするのです、このような分け方としました。それと、お客さんも21:30に来られない方、20:00頃から来られる方など様々な都合があると思われるので、この方がベターと思い、こういう構成にいたしました。定員は、3部構成全員で80人程度を予定しております。完全に予約制をとります。修学旅行の場合は、名前の通り修学なので、これは別枠として考えています。修学旅行として来た方には、自然保護の大切さ、ウミガメの大切さ、そういうところを学んで帰って頂ければと思う次第であります。予約受付について、昨年と違うのはインターネットでも予約を受け付けるということです。現在インターネットでHPを作成中のごさいます、ここで予約できるように今作成中です。また、もちろん今まで通り電話でも受付をおこないますので、その予約電話番号と事務局の電話番号を兼ねていますが、45-2280となります。事務局が留守の場合は携帯電話に転送できるよう設定しておくので、受付を随時やっていきたいと思ひます。予約受付期間は、4/1から7/31までという期間になります。基本的に予約の受付について、電話の受付時間は13:00から17:00までです。インターネットは24時間受け付けます。その他、うみがめ館で事前レクチャーした後、今までは駐車場のところで、たむろしてたばこを吸ったりしてライター火のカメが上がりにくくなるという話もありましたので、レクチャーが終わった方はいなか浜に移動し、そこで待機して頂くという形にしました。星空を見ながらちょっと待機して頂きます。いなか浜ではたばこを吸わないようお願いしているのです、少しは、上陸率が上がるかなという気もいたします。そして、ウミガメが上がりましたら、連絡がありますので、産卵する状態になってから産卵場所に移動していきます。それには案内係がいますので、案内係が産卵場所に連れて行くという形になります。それから、当日の予約のキャンセルについては、電話で対応できる様にいたしました。先程もちょっと申し上げましたが、携帯電話に転送できるよう設定しておきますので、それで当日の予約のキャンセルを受け付けます。そして定員に「永田枠」という制度を導入させて頂きました。これは永田集落に宿泊したお客さんに、定員を超えても参加可能と設定しました。1つの目標として観察会は、永田区の地域振興を兼ねているので、これで永田集落の地域振興を少しでもできればという発想から導入させて頂きました。ご了解を頂ければと思ひます。また、うみがめ館スタッフの指導の下、卵の移植を永田に泊まった人は行うことができるというプレミアもつけたいと考えています。

続きまして放流会について、これも永田ウミガメ連絡協議会が主体となって実施し、うみがめ館の全面協力も頂きます。放流会は基本的に8/1から8/31までで、集合場所は観察会と同じうみがめ館で行います。これも協力金は1,500円で受付時に支払って頂きます。

中学生以下は無料というのは変わりません。実施体制も3部構成で実施いたします。定員は80人という予想でしたが過去の話を知ると、放流会を見たいという方もかなりいらっしゃるということなので、またリピーターの方も狙っているので、ちょっと多めに120人程度としました。その他、いずれにしてもうみがめ館で事前にレクチャーを受けて、自然保護、産卵の保護、子ガメの生育状況などをきちんと理解して頂いた上で観察会、放流会に参加して頂くということで、今回体制を整えた次第です。説明は以上です。

野村

これまでの報告について、質問や意見はありませんか？

小村

鹿児島県屋久島事務所の小村と申します。こんばんは。資料の観察会の最後に「定員に永田枠の制度を導入」とありますが、これはつまり永田地区にお泊まりになった方は定員に全く関係無くどうぞということの意味しているのですか？

渡辺（恒）

はい。

小村

そうですね。定員は80名と仰っていますが、永田に泊まった人に関してはいくらかでも良いと、極端に言うとはそういうことですね。

渡辺（恒）

はい

小村

はい。わかりました。

渡辺（恒）

修学旅行の場合も別枠としています。

小村

そうですね。結局定員を超えても参加可能というのは、結果として定員でなければ別に構わないというわけなので、永田（に泊まった人）は80人の定員に入りませんということと一緒になるということですね。

渡辺（恒）

はい。

野村

はい、どうぞ。

松本

観光協会会長の松本と言います。よろしくお願ひします。今年のゴールデンウィークについて、今年は5/1から実施ということですが、4/30は日曜日、4/29は土曜日なんですね。そうすると多分お客さんはもうゴールデンウィークの4/29から入ってくるので、例えば1日早く、4/30からというようにはできないでしょうか？

渡辺（恒）

切りの良いところがいいと考えていまして。他意は何も無いんですけども。29日とか30日とか中途半端ではないようにしたいと考えています。なので2日間だけ観光客の皆さんにはちょっと我慢して頂きたいなど。

松本

では1日からと。

渡辺（恒）

はい。スタッフも隣保班制でやるので、その調整もかなり難しい状況なので今回はご理解頂きたいなどと考えています。

野村

他には？昨年度とは大部違ったやり方となっています。何か他に気づくことはありませんか？

松本

あともう一つ良いですか。予約制について、予約の際、3部構成の時間枠まで予約で受け付けないのですか？

渡辺（恒）

すいません。もう一度お願いします。

松本

3部構成で行うということですが、予約の際、例えば1部に参加します、2部に参加しますというところまで受け付けるのですか？

渡辺（恒）

受け付けます。インターネットでその旨提示します。

松本

それぞれ枠があって、どこに申し込むかできるように？

渡辺（恒）

そうです。だから均等に分けられるように。30人、30人、20人とかを予定しています。

野村

他に何かありませんか？

岩川（卓）

環境政策課の岩川と申します。2点あります。事前レクチャーの会場ですが、これはうみがめ館だけということで間違いが無いのかということと、放流会の定員のところに「3部構成合計で120人程度。（予約制？）」「？」がついているんですけど、これもインターネット予約をするのかどうか、この2点教えてください。

渡辺（恒）

最後のご質問についてですが、これは、インターネットと電話で予約を受け付けます。

岩川（卓）

観察会と同様ということですね。

渡辺（恒）

はい。もう1点の質問がちょっとわからなかったのですが。

岩川（卓）

もう一点はですね、集合場所の事前レクチャーの会場について、うみがめ館だけ書いていますが、ここは確か以前、別の場所の話もでたかなと思って。というのは、永田粋のお客さんが入ってきた場合、参加者が40人以上となってしまうと、うみがめ館は40人までしか入れないと伺っているの、他の場所など考えているのか、またはその予定があるのか伺いたかった次第です。

渡辺（恒）

今のところ、他の場所の予定はありません。

野村

他にありませんか？それでは次の議題に移ります。

2) 永田浜ウミガメ観察ルールの修正について

野村

議題2) 永田浜ウミガメ観察ルールの修正について、事務局から説明をお願いします。

萱島

事務局萱島です。資料2-1をご覧ください。資料2-1はウミガメ観察ルールになるんですけども、今回観察会が変更することに伴いまして、ルールの変更が必要になってくるかと思えます。それについて、皆様からのご意見を伺いたいと考えているんですけども。まず一枚めくって頂いて、赤で修正している箇所は、とりあえず今回、観察会の体制の変更に伴い、赤字で修正した箇所変更することになるかと私は考えています。その他の部分について、特にご意見を伺いたいと考えています。と、いいますのは、まず、最初のページのルール構成のところを見て頂きたいのですが、ルール構成の1番めと2番めでは全日適応されるルールと夜間適応されるルールに分かれています。そして、その下に、利用制限に関するルール、観察に関するルール、さらにその下に1、2、3、4、5として、それぞれ観察会実施者、うみがめ館調査員、研究者及び報道関係者、行政機関、観光事業者について、対象者別にルールが項目ごとに定められています。で、今回、連絡協議会は、うみがめ館と協力して放流会まで実施したいということになっているんですけども、実はウミガメ観察ルールの方では、放流会の項目が含まれていないんですね。放流会にあたるのが2枚目の8月1日から8月31日までの夜間臨時開館という形でルールに記載はされているんですが、対象者別のルール項目の中には、放流会に関する規定が特に定められておりません。そのあたりについて、ご意見を伺いたいと考えています。

野村

事務局の説明に質問・意義はありませんか？

渡邊（み）

意味がよく分からない。

渡辺（恒）

放流会のルールは今まで定められてないよね？それをどうしましょうかという単純な話で良いですか？

萱島

観察ルールの目的が資料 2-1 の 1 枚目に記載されているんですけども、ウミガメの産卵ふ化環境を守ること、永田浜を利用するすべての方に対してウミガメ保護と適正な利用のための説得力のある発信を行うこと、永田浜の利用について関係者全体の共通認識をもつこと。ルールの目的はこの3つが挙げられています。放流会というのは、うみがめ館がふ化調査を実施して、産卵巣に取り残された卵やふ化しても地上に出てこれない子ガメを保護して、うみがめ館で無事にふ化させたものをバケツとかに入れて放流する際、観光客に見てもらおうのがこれまでのやり方だったと思うんですが、それを観察ルールの中に新たに盛り込むことにするとしたら、それが目的に合致するのかどうかというところについて、考えを伺いたいと思っています。今までは、そのことはルールに明言されていなかったんですね。放流会に関することは、ここに夜間臨時開館をやってますよという標記はしているんですけども、放流会のルールのことまでは明記していなかった。

渡辺（恒）

今お話しがあったんですけど、私の考えとしては、要は産卵から仔ガメが海に帰るまでのウミガメの生態を見るためには、浜の環境がどういう状態であるべきか、要は子ガメが出る時にそこに流木があったりしてはいけないから浜の整備もしなさいよというふうな、ようは産卵から海に帰るまでのルーチンワークの中でやっていくことが、このウミガメの保護ということを観察を見に来た人に対して説得力もあるし、こういう状況ですというのをきちっと説明できるのではないかと私は思うんですけどいかがでしょうか。

野村

今の意見について他なにか。

松田

放流のルールの規定がないから、例えばうみがめ館と合流して5月1日から8月31日までを保護の目的からひとつの観察会として伸びたんですよ。そこは今までうみがめ館がボランティアでやってたんですよ？8月1日から8月31日はですね。そこが合体したということですよ、今回ですね。規定を改定とか追加という形をとればいいのか？

萱島

細かい対象別ルールの中に、放流会に関する規定を盛り込むということ？

松田

要は根拠規定がないということの話でしょ？

萱島

これを作った時には、夜間臨時開館は実施されていたんです。夜間臨時開館という形で放流しているのを観察してもらっていた。

松田

規定ではないけどもということですね。

萱島

そうです。放流会っていう形ではなくて、夜間臨時開館という記載にして、ちょっと曖昧、ぼやけた記載にしているんですね、このルール上では。

渡辺（恒）

なぜそうなったか、背景は分かりませんが、今言われたようにきちっと明記してきちっとやりますと言った方がすっきりするのではないかな。

小村

観察会の方もそうだったんですけども、一般公共海岸の協力金というところで、協力金の話はほとんど出てないんですが、協力金が 1,500 円になっているんですね、それと放流会でも今のルールがはっきりしない中でやはり 1,500 円お取りになって、本当にするのかという話は、少し検討する必要があるのではと。取れる取れないという問題の話が出てくるような気がするんですね。前からずっとこの問題は同じように引きずっている気がします。要するに放流会自体でどういう根拠で取れるかということ、協力金だとあくまでも協力でいくんですよということなんですけど、昨年まで 1,000 円だったんですかね？それが 1,500 円になってばーっとルールを決めていくこと自体どうなんでしょうか？まあ地元としては当然それくらい必要だというのは十分わかるんですが、ここ屋久島では協力金の話は山岳部でもあるんですが、そこでも 1,500 円くらいということで今実際やってるんですが、そういった中で、放流会も夜されるんですね？

渡辺（恒）

もちろん。

小村

昼じゃなくて夜ですね？

渡辺（恒）

いやわかんないな、夜か。

野村

5時くらい。

小村

今これ見ると 20:00 とか書いてあるんで夜されるのかなと。ちょっとあれなんですけど、やっぱり 1,500 円お取りになるのかな、ちょっとどうなんですかね。

渡辺（恒）

協力金につきましては、おっしゃる通り色んな議論がありました。1,500 円は高いという人、安いよ 3,000 円にしろという人、色々ありました。だけどまあ我々としてはウミガメ連絡

協議会としてこれからもずっと継続していくというところの事業計画を立てた時に、10年後どうなったんというスパンで見たときに、今このレベルでないとこの事業としてどうか、ウミガメ保護活動の活動が続いていかない、そういう観点からどうしたらいいかという話になりました。先ほども話したようにうみがめ館との協力は絶対必須で、それに対して永田区民も一緒にやっついていかないといけないということから1,500円という金額をはじき出しました。たとえば28年単年度でその後誰もやらないというなら1,000円でも500円でもいいんですけど、ただそれでは地域振興もないし、今まで20年間やってきたウミガメ保護活動、環境整備が無に帰すると、それを我々のところで潰すわけにはいかないという観点でみるとやはり1,500円というのは今のところ打倒かなという考えで、区民の皆さん全員で議論して決めました。

野村

他、ありませんか？

川東（大）

観光協会事務局次長川東です。今放流会のルールを決めるかという話なんですけど、個人的には今まで放流会がうみがめ館さんの協力でやってきて、ある程度ルールもあったと思うんですけど、ここであえてルールを決める必要が逆にあるのですか？観察会のルールは今まで決めてあったと思うんですけど、放流会のルールまで決めるとなると、今まで決めてなかったから今回やるから決めるというのはちょっと違うのかなと個人的には思っていますね。逆に、ここに盛り込まなくてもこの後ろのページにあったくらいの説明でも観光協会のお客様に説明すればそれでことは足りるんじゃないのかなと個人的には思います。今まで必要なかったのに、今回するから入れるというのはどうなのかなと思うのがいかがでしょう。

萱島

ルールに盛り込むということになると、放流会のことは、保全協議会でも見ないといけないということになってくる可能性も出てくるんですよ、それがいいか悪いかはすぐに判断できないですが。観察ルールはこの目的にあるとおりになんですね。それが今までうみがめ館がやっていた夜間臨時開館に関しては、放流会ではなくて夜間臨時開館という形で8月1日から8月31日に訪れた方はこちらの方に行ってくださいという書き方だけにしていたんですけど、そういう少し曖昧な表現にとどめてしまっている部分があるといえはるんですね。

松田

今回、これまでずっと一本化できないような状況が続いたわけでしょ？それで結局こういう形を区長はしっかりと永田がうみがめ館と連携を取れるようにやっところまでできた話、料金の話であるとか、うみがめ館を使ってレクチャーするとか。以前は、うみがめ館は独自の夜間臨時開館で保護をやっていたわけでしょ？それがやっところこういう流れになったということでしょ。どちらのメリットもできるということで話がされたわけですから、全体

の合意ができてるわけですから、それも決めて 1,500 円という料金を取るわけですから、トータルで話ができるのがいいんじゃないですか。

萱島

ルールにも含めた方がいいと？

野村

1,500 円の中には、移植も入っている。うみがめ館だけのスタッフでは移植が間に合わないということなんで。

松田

うみがめ館が移植の許可を町に申請する形と、逆に言えばボランティアだけではできないから、一つの窓口で許可がもらえれば一緒にできるというメリットもあるわけでしょ。それでうみがめ館も助かるわけでしょ。

松本

今まで放流会というのは、うみがめ館が臨時開館でやってたと、で今度は、いなか浜ウミガメ保全協議会として放流会をやりたいという話なのか、永田区が放流会と一緒にやりたいという話なのかで、どこにそのルールを作るかが変わってくる。

萱島

それは後者の方です。

松本

後者の方ですか。

萱島

保全協議会が観察会も放流会もやってるわけではないです。観察会も放流会も永田区が区の事業としてやることになるんです。次からも。

松本

観察ルールというのはどこが作っているのですか？

萱島

観察会ルールの見直しに関しては保全協議会です。

松本

そうすると、保全協議会でルールを見直すときに、保全協議会としてやらない放流会についてのルールは盛り込めないですよ。このルールに放流会のルールを盛り込むということは、保全協議会が放流会を取り込んでいるということになるわけですよ。だとしたら永田区の事業の中で独自に放流会についてはこういうルールでやっていきます、でも保全協議会としては今までのルールですよと言うしかないわけですよ。

岩川（卓）

この永田浜ウミガメ観察ルールというのは、観察会のルールを書いているわけではないんですよ。読んでいただくと、ウミガメ観察をする人は永田浜ではこういうふうにやってください、行政の人はこういう行動をとってくださいというような全体のルールを載せてる

もので、これとこれはまた違って来るんです。観察会のことだけを書いているものじゃないので、ここに放流会のことまでちゃんと入れていくかというところを今話しましょうということになってるんだと思います。

萱島

ガイドブックは観光客を対象にしたもので、ここでいうと、観察ルールの中の観光客に関係がある部分だけ抜き出して紹介している。

野村

他意見はありませんか？難しい話なので、意見があれば出してほしいのですが。

小村

移植はどこでやってるんですか？うみがめ館の方でやってるのかな？移植は。それは他の人も移植体験ができるのかなってるんですかね？

野村

加勢をするだけです、レクチャーをして。

小村

レクチャーして？やっぱりして？要するに柵の中に入れ込んでするんですよね？柵の中に移し替えるんですよね？穴掘って。朝までかけて。

野村

朝の5時から7時。

小村

朝なんですか？

野村

移植はですね。要するに観察会をやっている間はやりきらないので、印をつけていく、で、朝観光客が入ってくる前に移植をする。

小村

自分達でされてる？

野村

今まではですね。うみがめ館が。

小村

それにも経費がかかるということで、それはスタッフの方の経費ということでよかったですか？

野村

それもある。ボランティアも少ないということで。

小村

実際それがたとえば、何時間したときいくらかかって、いくら払ってとかいったのは今のところははっきり出てない？

野村

出てない。

小村

できたら本当は我々も協議会に入っていますので、感じるの少しそこらへんを明らかにした方がいい。たとえば 1,500 円にしたときに何に使っているのか見えていない部分がある。一般公共海岸で実際ウミガメはいるので、ブラックボックスに入ったような感じがする。何に使っているのかを含めて。ルールについては必要であればちゃんとすればいいと思う。先ほどおっしゃったように、今入ってないからどうしましょうかといった時に、やるというのであればやる方向でちゃんとルール化するとかしないといけないと思います。アバウトでやってしまうと、自分達で自分達の首を絞める形になる可能性もあると思うので。やるんだったらやるとはっきり。環境省さんも県もそうなんですけど、抵触するとかそういったものがなければ、ルール化してやればいいんじゃないかなと思うんですよね。

萱島

すごく個人的なお話になってしまうんですが、観察会の方は、野生の動物が自然に上がってきて産卵するのを見るわけじゃないですか。自然のものを観光客とかが地元の人たちの案内で見る行為になりますよね。一方、放流会の方は、保護という形ではありますが、人工的にふ化させたものを帰すときに見せる、それを放流会としてルールに盛り込むということになると、観察会と放流会は少し違うものになる気がすると思ったんですね。ルールの目的の部分で、ウミガメの保護と適正な利用のためのより説得力のある発信を行うことともある。観察会は、めずらしい動物が自然に上がってきて自然に産卵して帰って行って、それを見せるというのはルールに沿ったものであると思うんですけど、放流会がはたして目的にあってるのかという部分が疑問に思ったので、皆さんはどうお考えなのかなど。

渡辺（恒）

全然違う。放流会というのは、会とつけるからいけないんじゃないの？要はだつて自然にカメが帰るでしょ？それを見る会にしたらいんじゃないですか？

萱島

例えば子ガメが自力で巣穴から出てきて海に帰っていく、それを見つけて観察する。それだと観察会と同じような感じでルールに盛り込むというのはありかなと思う。

渡辺（恒）

それがスタンダードじゃないですか？放流会っていうのはなに？今までうみがめ館の皆さんが育てたやつを放流するのを放流会と称してたんでしょ？

萱島

夜間臨時開館の方は、そういうふうな形です。

野村

完全に浜に出てこない子ガメを保護して。

渡辺（恒）

今回の放流会は自然に産んで自然にふ化して自然に海に帰る、それを見るという格好にす

ればいいんじゃないですか？だから放流会という名前が悪いんだよ。子ガメ観察会はいいですか？

松田

今言われているような産卵してから50日くらいでふ化する、そしてそれが海に帰っていく、その行為が途中で人工的かもしれない。それは色々な危害があるから。ウミガメが上がって産卵するのを観察するというのであれば、最終的には海に帰っていくというところまでを観察するというのがトータルの話があって、そこに今まではうみがめ館の役割があって放流会とか名前をつけてするからこっちはこっちとずっと相容れない話でここまで来たわけでしょ？トータルな話を区長がちゃんとまとめたことが今回の大きなこと。ここから仕切り直していくということ言ってるわけ。そこをわけるとかじゃなくて、一連の流れの中で、子ガメがふ化した、そこから出ていき海に帰るまでの間を観察するという一つのトータルの話で、わけるといふ話よりもルールを規定の中に盛り込めば、一つの観察会のルールとしていいんじゃないか。

渡辺（恒）

ルーチンワークの中で放流会という行為が一部ありますよというだけでよろしいのでは？自然にふ化して帰るのももちろんいるし、お助けマンが必要な子ガメもいますよ。

松田

そういう提案を今されてますから。それをどういうふうに決めますかということ。

渡邊（み）

私も難しい話は分かりませんが、今松田さんがおっしゃったように、まあそういう考えです。

萱島

産卵からふ化までの一連のものとしてとらえる、もしそういうふうな考え方でいくなら、自力でふ化して巣穴から出て海に戻っていく、人の手は全く入っていないものを見せるのが一番良いですね。

柴幸範

でもウミガメが上がってこない日もありますよね？自然のものだからしょうがないんですけど、たとえばふ化してくるものを見るとなると時間帯とか。またスタッフは今足りないわけですよね、それをその時間帯で組まれても、スタッフが永田区として対応ができるかということが個人的には思います。自然のものに合わしちゃうと今度やる方は大変。人工的に放流するのであれば時間もあるしスタッフもセッティングできるんですけど、逆に自然に人間を合わせようとすると、はたして集落の方がそれをやるかやらないかそっちになっちゃうような気が自分はする。すべてを自然に合わしちゃうと。また、見るお客さんも空振りとかがあったときに、1,500円に対してどういう感情を持つか、トラブルとかにならなきゃいいけどなと心配しています。

松本

そうすると、人工的にふ化したのか自然に帰るのか、そこが重要なのではなくて、多くの人にカメの生態を知ってもらうということなので、ここではレクチャーが不可欠なわけですね。その中で自然に見られればいいんですけど、放流会という形で関心を持ってもらって、その中でカメはこういうふうにして海に帰っていくんだと、その浜が大事なんですよというレクチャーが伴うのであれば、これはイベントでやるわけではなくて普及活動でやると考えれば、産卵も放流も同じではないかと思う。

萱島

目的に一致すると。

松本

そうですね。

日高

そしたら、地域ルールのところの子ガメの保護と放流についていれたらどうか？そうすれば保護もしているわけだから、そこに放流も出てくるわけですね。だからここに一つ謳えばすむのでは？保護したのを放流する。そしてそれを見せる。

萱島

私はそれはおかしいと思います。実態に合わせてルールを変えることになるので。

日高

まあそれはそうかもしれないが。でも実際は子ガメの保護しているわけだから。出てこられない子ガメを。それをたまたまいたというわけではわいが、そこにいて見せているということでもいいのでは？

野村

事務局良いですか？ちょっと難しい問題だから、他に意見があれば。

渡邊（み）

なんかいろいろ心配していることがあるわけ？

渡辺（恒）

ルールがあって、実態がある。それに今おかしいと言っているの？

萱島

いや、そういうわけでは無くて。

渡邊（み）

あんまりにも心配しているので、そうしたときになんかあるのかってこと？私たちはそういうのがわからないからね。実際、それを入れたときに何か心配するようなことが起きる可能性があるのかってこと？

萱島

基本的には、ウミガメ観察ルールというのは、19:30 から翌朝 5:00 までは立ち入らないでくださいとお願いしている。ウミガメが自然に上陸して産卵するのを見に来る観察者が多いということがあって、以前から永田区が観察会を行い、5/15～7/31 の期間は、観察会

に参加してウミガメの産卵を見てくださいという形にしている。一方、8/1～8/31の期間は観察会をやっていなかった。だから、8/1～8/31の期間は、ふ化した子ガメがゆっくり海に帰る状態をつくるということをルールで定めている。でも、実際は、ルールの中に入っていないが、夜間臨時会館という形ではぼ人工的に子ガメ放流を見せている。そこにちょっとルールと矛盾している部分がある気がする。そこはあいまいにしているところはあるが、今回それをルールに明示するというのと、曖昧なままにするのはちょっと違って来るんですね。

渡邊（み）

曖昧じゃ無くてちゃんと書けば良いんじゃないの？だめなの？難しいことはわからんけど。どうなんですか？みなさん。

萱島

人工的にふ化した仔ガメを見せるというのは…

渡邊（み）

違反なの？

萱島

違反ではないが適正な利用につながっているか、またルールの目的に沿っているかという点で疑問がある。

渡邊（み）

だから、実際やってみたら、例えばあなたが心配していること、起こりうることは何かあるの？例えば上の方から何かあるとか、誰かが問題にするとか、そういうのがあるということなの？

萱島

そこまで具体的に何があるかというのはわからない。

渡辺（恒）

理念としてということ。

渡邊（み）

あなたの考え方として納得いかないということね。

萱島

納得いかないというわけで無いんですけれど。

渡邊（み）

私は松田さんが言った意見に一致する意見なのね。言葉でちゃんと言いあらわせないけど。だからそういうのを含めて何か良い方法をね。

松田

自然の状態で生んだ、しかしそれが後で問題になるから、一定の所に人工的に移し、そこに埋め戻すという形を取っている。それはそういう行為で人がそういう風に手助けしなければ、それはまたいろんな被害が出てくると。移したら50日後ふ化してくることがわかっ

てるわけだから、そこから自然に人の手を介して自然の状態に戻していくという一連の行為をやっているわけですね。中間的というか、一旦ウミガメがそこに生んだけれども、これを一定の所に保護するために埋めたと。それを人工的というんだったら、そこから最後の海に帰っていくまでの一連の行為の中でやっただと。しかしそれはこの観察の一つのルールの中ではトータルの話で、一連の観察会で見るという解釈でみれば根拠規程になっているということじゃないんですか？曖昧な部分をはっきりさせると。

松本

資料では現在あるルールでは観察会について5/1から8/31までとなっているが、これは前のやつですか？

萱島

すいません。赤字の部分は観察会が変わるので、それに伴い変わる部分を修正しただけのものです。

松本

そうすると5/1～5/14までというのを消しているのですね。上の枠について、屋久島永田浜ではウミガメ保護のため5/1～8/31までのという記載は、今までどおり？

萱島

そうです。

松本

ということは7/31までは、観察会があるので産卵を見る方はこちらに参加してくださいというわけですね。で、8/1からは放流を見たい方はうみがめ館が臨時開館しているので、そちらに行ってくださいと言っていたわけですね。人をちゃんと誘導して影響の無いようにしましょうといていたわけですね。ということは同じことであって、そこに放流、ふ化させた仔ガメを放流という行為が入るからちょっと問題がそこにあるんじゃないかということだと思うんですよね。もし、放流させることを目的として、例えば、今日は50人きたから50匹用意しなきゃとか、そういうことが意図的に働いてしまうと本末転倒だと思うんですよ。だから、放流させることが目的では無い、ただふ化は見られる時間帯もバラバラで、来たら必ず見れるというものでは無い。そこで、保護したカメを放流という形で体験してくださいというのが放流会の目的で、放流させることが本来の目的ではない、ということですね。としたら、ここの文章を若干変えるだけでカバーできるんじゃないかなと思います。あとは、放流会をどのように自主的に、どうレクチャーして、どういうふうに啓蒙していくかということがしっかり構成されているかどうかの問題になってくるのであって、ただ、客観的に見た場合に、放流させることが目的でそれが偏っているとと言われてしまうとまずいなという気がするんですよ。そこをどう上手く調整するかだと思う。

渡辺（恒）

そうですね。そうすると観察会を8/31まで延ばせば良いんですね。その中に産卵がありま

す、ふ化がありますよ、これから海にかえりますよと観察会で案内するというのでいいのでは？

岩川（卓）

すいません。多分そうじゃなくて、観察会という書き方はそれで良いと思うが、8/1～8/31の期間に訪れる方は、これまでは、うみがめ館が夜間臨時開館をやっているの、そっちに行ってくださいとしていた。ちょっと議論も錯綜したので、この場では決められないと思う。ここでは、とりあえずこの時期訪れる方は永田ウミガメ連絡協議会に問い合わせてくださいと書いておいて、ペンディングの状態にしておいた方がいいと思う。この場であまり拙速に構造を変えるようなことをするとおかしくなるかもしれない。永田浜ウミガメ保全協議会がやるじゃなく、連絡協議会がやるのでそちらに問い合わせてくださいとした方がいいと思う。今日は時間がないので。

小村

ただ、そうしてしまうと、500円の協力金を取りましょうということなんですよ？であれば、ある程度決めておかないと。ペンディングするともうそれは決まらないんじゃないですか。それともその所は、もう今年は取りませんよと言っているのかな？

岩川（卓）

お金をですか？

小村

そう。協力金はもともと取るって言う話かな？

岩川（卓）

今までもうみがめ館の臨時会館でお金は取っていましたので、連絡協議会が今までの夜間臨時開館と同様に、放流会を実施しますという形でここはお知らせをするという形でとりあえず止めないと、時間が足りない。

野村

うみがめ館のレクチャーの下、放流会をするんですから、連絡協議会だけがやるわけではない。うみがめ館と共同でやらない限りできるものではない。

松田

そうでしょ。ここで決めるということも大事だし、今言ったようなそのウミガメその連絡協議会にそういうのを任せてというのも一つの手かもしれないですね。臨機応変な対応としてね。ただ、目的について、観光協会長が言うように、レクチャーの下に生態系をしっかりと最後の海の間際まで観察させるという目的があれば、それはトータルの話で、これは観察会、これは放流会に分けるのではなくて、8/31まで観察会の中で1,500円頂くとする形で。しかしそこにはちゃんとしっかりしたレクチャーがあつて、海に帰っていくところまで観察として、レクチャーでちゃんと保護の意味をちゃんと、観察会の中で知らせる、啓発をするということが大きな目的で。ただ、ここは300円ですか、ここは1,000円ですか、という話ではなくて、一連の1,500円の中の、せつかくうみがめ館も一緒になって

やりましようとなったわけだから、そういうことでの、一つのルールをある程度、曖昧じゃなくて、もう少しそこに根拠規程などがあれば良いんじゃないですか？観光協会どうですか？今のその提案は？レクチャーの機能をしっかりもってやるべきでしょ？

松本

要は、ルールは浜をどうやって守りましょうかということで、そのルールに従って、永田もウミガメ連絡協議会が観察会も放流会も行っていますということなんだろうと思う。連絡協議会が1,500円取るわけじゃないですよ？永田区が協力金をもらって運営しているわけですよ。それが8/31まで継続してやりますと言うことなんですよ？

小村

区の方でされるということになるんですか？

渡辺（恒）

永田ウミガメ連絡協議会は、永田区じゃなくて、あくまでも連絡協議会という団体が行います。

小村

ということですよ。それで今現在は、放流会をうみがめ館のほうでされているということですが、それは実際お金をとって実施されているんですか？やっぱり1,500円？1,000円？

野村

いや1,500円。

小村

1,500円？

野村

入館料として

小村

入館料としてやって、それで事前レクチャーをやって、それで放流会、つまり8月にやったらするやつ。7月までは協力金として、通常のやつでやっていたと。

渡辺（恒）

今までの話しですか？

小村

はい。

野村

今までは、要するに5月のあれから7/31までは連絡協議会がウミガメの産卵の観察会だけをやっていた。で8/1～8/31までをうみがめ館が臨時会館ということで放流を、入館料として頂いて、放流会をやっていた。

小村

今回はそうじゃなくて、放流会をもしご覧になって頂くということになれば、それで1,500

円という形、事前レクチャーを行うけれども、入館料という名目ではないということではないですか？そういう形になるということですよ。

渡辺（恒）

そういう名目で頂きます。

小村

そうですね。入館料としてはとりませんよ。連絡協議会と NPO 法人屋久島うみがめ館で一緒になってやるということなんですよ。その部分が新しくなるときに、いろんなことを先送り、ペンディングして、そういう風な形でこの部分だけをこの場でするのかという話になるんじゃないかなと思うんですよ。だから、どこでペンディングした状態を解決するかと、例えば今日も時間かかるからと先送りしたときに、じゃ4月にやりましょうとか5月にやりましょうとかするのか、それとも今年度はずっとペンディングにして、その間に解決しようとするのか、ある程度決めておかないと説明がなかなかできないんですよ。

岩川（卓）

多分今度やるその放流会の方式というのは全く新しい形でやるので、もしかすると失敗するかもしれないし、ここでもがちがちにルールを決めても実態に沿わない部分もあると思う。やってみて様子を見ながらルールに必要なこと、やってみたら何か違ったよねとなることもあるのでは。この1年はやりながら話をしながら、来年の観察ルールに反映できるように取り組んでいくのが必要かなと思う。小村課長のおっしゃる協力金の金額についても話合っていくと。

小村

であれば、放流会のルールはルール化するということになるのでは。やるということであれば。今資料をみると、実施体制について観察会も放流会も実施主体はどちらも永田ウミガメ連絡協議会なんですよ。そして協力はうみがめ館となっているので、メインはもう連絡協議会がやりますよという形でやって、実際これで走りますということであれば、ここに書いてあることはルールになりますよね、ということではないですか。ある程度。だからさっきおっしゃったように、人工的にふ化した仔ガメの放流を見せるのか、自然のものを見せるのかといった議論よりも、全体としてウミガメが上がってきて帰るまでの一連の行程として理解せざるを得ないですね。人工という言葉を使うなら、保護柵を設置することも人工だし、もう何もかも人工になんですよ。ある意味案内して見せること自体も人工だし。自然を見せるのは別ですよ。自然を守るために人工的にいろんな製品を加えながら本当のものを見せようとしているんだから。一連の流れの中でやった方が良く思う。

野村

良いですか？

萱島

そうすると、放流会について、資料2-1に観察会のルールがあるのですが、放流会の実施

者というのを対象者別のルールに入れることにして、放流会の細かいルール項目まで同じように作るという意見と、もう1つは現状の放流会に関して、一つ前のルールガイドブックでは、うみがめ館の夜間臨時開館に参加してくださいという書き方に留められているんですが、それを放流会に関する内容だけに書き換えて、細かいルール項目みたいな物は定めないという意見の2つですね。松田課長と小村課長のお話からすると放流会のルール項目まで定めた方が良いということですね。

岩川（卓）

それは可能ですか？ルールに放流会の実施者というルール項目を設けて新たなルールを定めて4月にガイドブックを印刷することが可能だったらそれで良いが、今いろんな意見が出て来ていて、ちょっとできないなと思ったので来年度はそれを書かずに、言い方がおかしいかもしれないが、8/1から8/31までに訪れる方はここに連絡してくださいという書き方にしといて、1年間かけて観察ルールをみんなでもんでいくという形にしたらどうかなと思う。

萱島

そうですね。多分今ここで決めるのは難しいと思う。

小村

資料2-1の永田浜ウミガメ観察ルールを見ると、2番目がルール適用対象となっていて、ルール適用期間というのが5/1～8/31になっているんですね。7/31ではないんですね。それはつまり、今うみがめ館がやってることもルール対象ですよということですよ。その中で実際は、観察に関するルールがあり、共通ルールなんかで細かくいろいろ定められている。これに関して、実は放流会に関するルールが何もないのでどうしましょうかということをお話していると思うのですが、これは放流会にも全部ある意味適用される訳ですよ。ぱっとみた限りでは。だけど、放流会に関しては、今保全協議会に事前に連絡することになっているので、それが衣替えして、事前に連絡協議会にご連絡くださいとなるわけで、そこである程度こうなっていますというようにいえば、良さそうな感じはするんですが。もうこれ自体はすべて当てはまりますよね。事前レクチャーとか、スタッフの案内とか。連絡協議会が聞かれたら、実はこういったルールがあるんですよと説明すると。そのルールはどんなものか決められたものはないわけですよ。協力依頼なわけだから。

渡辺（恒）

仰るとおり。新しい放流会について、新しいルールが必要かなと思ったら、今あるものが全部当てはまるのではと思う。

小村

細かくやると、ちょっと違うのかもしれない。

萱島

実際にやってみないとわからないこともあるかもしれない。

渡辺（恒）

実際はこれにオーソライズされるのではないですか

小村

そう、だからある程度、実際やってみて。今年初めてやることだから。だから、今度ルールを適用するということでみんなの意思の疎通を図り、それでもし何か不都合があれば、当然ながらすぐ対応していくと。今年も。そうすればある程度ルールが固定化されると思う。今年もそういう形の方が良いのかもしれない。わからないのにルールをいっぱい決めても、いろいろ問題が出てくると思う。

萱島

ということは、今すぐに細かなルール項目は定めず、一年間かけて放流会に関するルール項目を策定していくということで良いか。

松田

今年それを通してやってみれば、何か課題が見えてくると思う。

川東（大）

それで良いと思うが、資料1では放流会の人数は120人程度とある。資料2-1のルールでは、観察会の定員は80名を目安とすると設けているので、これぐらいは、例えば放流会の定員は120名を目安とするなどに入れても良いと思う。そうでないと、資料1で120人程度と決めたのに、規定には何もないというのはちょっとどうかと思う。なので、放流会は120人程度とそれぐらいは入れても良いと思う。あとは案内人1人当たりの観察人数の上限は何名とするなど決めておいても良いと思う。決めとかないと、150名とか200名とかまたあやふやになってしまうと思う。

萱島

それは今決めた方が良いということ？

川東（大）

別に今決めなくてもいいが、決めるときにそうすれば。120名と決めたのであれば、120名で良いんだろうし、120名でなければ、資料1の放流会の説明に120名と書くのはおかしいと思う。

小村

資料1の120名はもう決まったことだと思ったのだが。

川東（大）

決まったのであれば、もうルールに入れてもいいのでは？

小村

いや、これ自体がもう決まりなのでという話ですよ。ルール自体に細かく決まってないですよ。

萱島

まだ決めてないですね。

川東（大）

観察会では80名程度とあるので、それに倣って放流会についても記載して良いのでは？

渡辺（恒）

どこに入れるの？

川東（大）

資料2-1の2枚目の5月1日～7月31日に訪れる方の所に。別に今回の決めなくても良いが。入れても良い。どっちでも良い。入れるのであればそれぐらい入れておいた方が動きやすいのかなと思う。何も入れずにということでも良いが。

渡辺（恒）

この部分に人数を入れた方がよいということ？

川東（大）

そうですね。

渡辺（恒）

別にやぶさかではありません。わかりました。

川東（大）

ただ、観察会の人数を決めているので、そうすると放流会も明文化しても良いと思う。目安のイメージとして。

小村

まさに自主規制ですね。

渡辺（恒）

実際、開けてみないとわかりません。80名とか120名とかいっても実際何人来るかわかりません。年によって違いますから。あくまで目安と考えて頂ければ。

松本

ルールでは、「8/1～8/31に訪れる方は、7月中旬以降、永田浜ウミガメ保全協議会に問い合わせてください」となっている。これは、今までは連絡協議会が7/31までだったので、これからは、8/31までは主体が連絡協議会になるので、そこは変えた方がよい。

小村

主体がそうですからね。

野村

わかりました。

萱島

今年実施して、実施状況を見ながらルールを変更していくという形で良いか？

野村

良いですかみなさん。では次の議題に移ります

3) ウミガメ保護柵の設置場所について

野村

議題3) ウミガメ保護柵の設置場所・時期について、事務局から説明をお願いします。

萱島

資料3をご覧ください。これは来年度のウミガメ保護柵の設置場所・設置時期について、今回の会議の前に永田ウミガメ連絡協議会、うみがめ館、屋久島町と打合せを行い、その際連絡協議会から提案されたものになります。連絡協議会から提案されたものは、今年度と変更される点がいくつかあります。1つめは、①のキャンプ場出入り口からウミガメの里の手前の部分についてです。①の場所について、赤枠と右側の点線部分が例年設置している場所になります。それが例年と大きく変わって、来年度はその点線の部分には設置せずに、赤枠のキャンプ場出入り口から北側だけに設置するというものです。2つめは、いなか浜のハッピー下の②ところについて、これは、今年度より若干延長（拡張）します。3つめの前浜の③については、今年度と設置規模、場所は変わりません。設置時期については、観察会が開始する前までには設置できればとのことでした。保護柵は、保全協議会で設置するものなので、設置場所、時期については、この場で決めようと考えています。いかがでしょうか？

野村

はい。今の説明について何か意見、質問はありませんか？

松本

①の場所を変更した理由について教えてください。

野村

私から説明します。この場所は砂浜の幅が狭く、台風時期になると波や風で間違い無く洗われてしまう。今まで点線部分まで設置していたが、この付近は昼間の観光客も多い。私も浜を見に行くが、柵の中に入っている人もいます。子ガメをみたい、子ガメが出ていないか見るために。で、さっき話しにもありましたが、卵の移植について、この付近は波に洗われる可能性も高いことから、この付近は移植の対象にしようかと考えています。

松本

移植をして、来年度は①の場所に卵を移すということですね。

野村

そうです。

野村

他、意見はありませんか？

小村

移植はどちらにされると仰いましたか？この点線のところに移植をするということですか？①のところに移植をするということですか？

野村

①のところですよ。

小村

今までも①のところに移植をされていたのではなかったのですか？

萱島

①付近については、今年度の保護柵の設置場所は、①の赤枠と点線部分です。昨年度までもそうです。

小村

そうですね。いままでずっとそうでしたよね。それをせまくしたいということですね。それで①のところだけ移植をするということですか？例えば、①の赤枠の右側の点線部分の範囲内の卵も①の赤枠内に移植するということですか？

野村

要するに、この付近は自然のままの状態では、観光客の踏圧による影響が大きい場所なんです。

松田

遠い所に移植するということでしょ？

野村

そうです。赤枠付近は、浜の幅が広いし、波に洗われる可能性も少ないので。

小村

ちなみに移植した跡には、何か印みたいなものは付けているんでしょうか？

野村

うみがめ館の方は付けています。

小村

何か付けていますよね。タグか何かあるのかな。

野村

あの、今まで一緒に移植をしたわけではないので、ウミガメ連絡協議会のスタッフは、これまで基本的に柵の中には入れなかったんです。なのでちょっとわからない。

小村

僕はたまたま今年度移植（の体験）をしたものですから。確か①の中央付近だったのですが。実際、どういう風に実施するのかわからなかったもので、聞いたままで。

野村

他にありますか？では保護柵についてはこれで良いですね。

野村

それでは次の議題に移ります。

4) 永田浜ウミガメ保全協議会の規約について

野村

議題4) 永田浜ウミガメ保全協議会の規約について、事務局から説明をお願いします。

萱島

資料4をご覧ください。資料4の赤字の部分が今回修正したところになります。内容としては、文章を適正に修正した部分と、うみがめ館が脱退したので、それに伴い構成機関・団体から、うみがめ館の名前を削除した部分になります。この修正、または他の部分について、意見等ありましたら伺いたいと思います。

川東（大）

1条の目的の文言を変えた理由は何ですか？

萱島

「ラムサール条約登録湿地」ではなくて、「ラムサール条約湿地に登録」の方が適正だからです。

川東（大）

そうなんですね。

萱島

説明不足ですいません。では、他の箇所についても説明します。第4条の修正について、元の文章は「協議会には会長一名を置き、委員の互選によりこれを定める」とあるが、「委員」の定義がないので、「別表1に掲げる協議会構成機関及び団体」という形に変えました。また、後半部分については、役員は会長しか定められていないので、「役員」ではなく、「会長」に修正しました。第5条の運営については、協議会の議長に関する規定がなかったものですので、会議の議長を規定するために、会長がこれにあたるという内容を追加しました。今までは、第4条第2項の「会長は任務を総理する」を根拠として、会長が議長を行っていましたが、議長に関することを今回明記するという形になります。最後の別表1の修正については、うみがめ館が脱退したので表から名前を削除しました。

野村

良いでしょうか？

萱島

すいません。私の方から伺いたいことがあるのですが、第7条第1項について、「協議会は、永田浜の適正な利用を図り、ウミガメの産卵・ふ化環境を保全するため、屋久島町エコツアーリズム推進協議会との連携・協力を図る」とあります。この部分は、これまでエコツアーリズム推進協議会と連携と取れてきたのかということと必ずしもそういうわけではないので、この辺りはどうしようかと考えています。もとの文章のままの方がよろしいでしょうか？

渡辺（恒）

エコツアーリズム推進協議会というのは、まだ存在しているんですか？

松本

一応まだあります。

岩川（卓）

来年度、エコツアーリズム推進協議会の事業で、全体構想の策定部会をする予定です。その時に永田浜の話も上がると思うので、その協議会の事務局としては残しておいて欲しいと

思います。

松本

構想案を策定するので、まだ残っているということです。

萱島

わかりました。それでは、この部分は元の記載のままということでよろしいですね。

渡辺（恒）

今後、今まで以上に連携してわれわれはやっていきたいと思っているんですけど。

野村

これはこのまま残すということで良いですね。

小村

ちょっと検討してもらいたいことがあるんですけど良いですか？第7条について、第2項で「上記の定める事項のない事項で～」とあるが、この上記の定める事項というのは、この規約全体を指しているんですよね。だから本当は、単独で記載するべきものですよね。今のままでは、第7条第1項だけを指すことにならないでしょうか？だから、単独に条を設け、「その他、協議会の運営に必要なものについては、別に定める」というような形にしてはどうでしょうか？8条に追加しても良いし。今のままでは「上記」というのが何を指しているのかよくわからない。

渡辺（恒）

今のままでは、「上記」は第7条第1項だけを指しているということになるわけですね。

小村

そうですね。文言だけの修正なので、別にどうでも良いことかもしれませんが。次回などで検討してもらえれば良いと思います。

萱島

では事務局で修正し、それをまた改めて確認するという形にしたいと思います。

小村

はい、それで良いのではないのでしょうか。

野村

では次の議題に移ります。

5) その他

野村

議題5) その他として何かありますか？

小村

良いですか？私は安房に住んでいるんですが、よく永田浜は利用させて頂いています。良いところだなと思っています。たくさんいろいろな方がいらっしゃって非常にお客さんも喜んでいらっしゃるし。また、区の方々も一生懸命されているし、本当にいいなと思っています。

いていつも感心しています。だからこれからもぜひ自然を守って頂いてですね、大変だと思うのですが、よろしくおねがいしたいなと思っています。その中でですね、県がやれることは私の立場としては観光も屋久島事務所がやっていますが、その他に一般公共海岸の管理の関係をやっております。道路の管理や河川の管理もやっていて、そういうところで多くの要望などを頂いております。そういった要望は1から10まで全てできますということは、予算やいろいろな問題もありできるとは言えないんですけど、何かありましたら、事務所の方にご連絡頂ければと思います。事務所に関係することは事務所でももちろん対応させていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それと、一つだけ気になるのは、よそから来た人がうみがめ館や皆様方などによるガイドで紹介があればよくわかるのですが、ぱっとフリーで来たときに、よくわからないことがあるんですね。規約第1条の目的にも少しありますが、もう少しあんまり目立たないような工夫をして、上手く永田浜の宣伝ができればなといつも感じているところです。そのようなことも今後検討して頂ければと思います。結構、永田浜を見て西部林道に行ったり、西部に行って永田浜を見たりする人も多いですね。県もあそこにEVの充電器もあるので。

野村

他、何かありますか？いいですね。では最後になります。

6) 来年度の会長の選出

野村

規約第4条に基づき、来年度の永田浜ウミガメ保全協議会の会長を選出したいと思います。これについて、事務局よりお願いします。

萱島

それでは、事務局より提案します。これまでと同じく永田区の区長をやっておられる野村区長に来年度も保全協議会の会長をお願いしたいと考えているのですが、よろしいでしょうか。

(一同承認)

萱島

ありがとうございます。それでは、野村区長、来年度もよろしくお願いいたします。

野村

はい。

3. 閉会

野村

はい。それでは、第2回永田浜ウミガメ保全協議会を終わります。皆様お疲れ様でした。

萱島

また、ルールの改正、ガイドブックの修正箇所などについて皆様にご連絡したいと思います。

すので、確認のほどよろしく申し上げます。遅くまでありがとうございました。

(了)